

分類 記号	A 3 - 1 - 2 - 6	
保存 期間	常(0)年	年 月 日まで

会第 116 号
平成 23 年 2 月 15 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察建築設計委託要領の制定について（通達）

このたび、国土交通省告示第15号（平成21年1月7日付け）により、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されたことに伴い、県において岐阜県公共建築設計業務委託共通仕様書等が新たに整備されたことから、岐阜県警察建築設計委託要領（平成11年12月1日付け会発第742号）を廃止し、新たに別添のとおり「岐阜県警察建築設計委託要領」を制定し、平成23年3月1日から施行することとしたので誤りのないようにされたい。

別添

岐阜県警察建築設計委託要領

1 目的

この要領は、岐阜県警察本部及び警察署が発注する建築工事(設備工事を含む。)の設計、工事監理及び設計意図伝達業務(以下「設計等業務」という。)の委託について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

- (1) 設計とは、設計図書の作成をいう。
- (2) 工事監理とは、工事を設計図書と照合及び確認することをいう。
- (3) 設計意図伝達とは、工事施工段階において設計者が設計意図を正確に伝えることをいう。
- (4) 委託とは、設計等業務を民法(明治29年法律第89号)第656条の規定により委任することをいう。
- (5) 委託料とは、設計等業務に対する報酬をいう。
- (6) 受託者とは、設計等業務を受託させようとする予定者をいう。
- (7) 競争入札方式とは、入札参加者を選定し、又は入札参加資格要件を定め入札参加者を募り、金額の多少によって決定する方法をいう。
- (8) プロポーザル方式とは、技術提案書等の提出を求め、設計者を決定する方法をいう。
- (9) 見積り方式とは、受託者を選定して、見積書を徴収し、その金額の多少によって決定する方法をいう。
- (10) 事業担当所属長とは、施設、職員住宅等の整備計画を所掌する所属の長をいう。
- (11) 告示とは、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(平成31年国土交通省告示第98号)をいう。

3 設計等業務の内容及び範囲

委託に付する設計等業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次のとおりとする。

- (1) 一般業務の内容は、設計業務にあつては告示別添1第1項1及び2に掲げるもの、工事監理業務にあつては告示別添1第2項に掲げるもの、設計意図伝達業務にあつては告示別添1第1項3に掲げるものとし、これらの範囲は、設計業務にあつては岐阜県建築設計業務委託共通仕様書(以下「設計共通仕様書」という。)に、工事監理業務及び設計意図伝達業務にあつては岐阜県建築工事監理業務委託共通仕様書(以下「工事監理共通仕様書」という。)によるものとする。
- (2) 追加業務の内容及び範囲は、設計共通仕様書又は工事監理共通仕様書に基づいて定めた特記仕様書によるものとする。

4 委託料

設計等業務の委託料(以下「委託料」という。)の算定に当たり、積算方法にあつては岐阜県公共建築課設計業務等積算基準(以下「積算基準」という。)を、委託料の積算に必要な業務人・時間数等にあつては岐阜県公共建築課設計業務等積算要領(以下「積算要領」という。)を準用するものとする。ただし、積算基準中、直接人件費単価については、積算要領に規定する直接人件費の単価を採用するものとする。

5 受託者選定方式

設計等業務を委託するに当たっては、公平性、客観性及び透明性を確保し、かつ、低廉性及び競争性を図り、設計業務の目的及び内容に最も適した方式によることとし、設計、工事監理及び設計意図伝達を円滑かつ迅速に行うため、次の方式の中から選択するものとする。

(1) 競争入札方式

ア 指名競争入札方式

警察施設のうち、交番、駐在所、戸建て宿舍等の新築、警察署の増築、これらの改修等に適用する。

なお、受託者の選定方法は、6の受託者の選定基準等によるものとする。

イ 一般競争入札方式

警察施設のうち、集合宿舍、分庁舎等の新築に適用する。

なお、一般競争入札に関する事務手続は、「岐阜県警察建設工事一般競争入札事務処理要領」（平成30年12月19日付け会第585号）により行うものとする。

(2) プロポーザル方式

設計者の発想能力、設計能力、豊富な経験等を設計図書に生かすことを期待できる警察署又は大規模警察施設の新築（工事監理及び設計意図伝達は除く。）に適用できるものとする。ただし、事業担当所属長は、プロポーザル方式を適用する必要があると認めるときは、岐阜県警察処務規程（平成14年岐阜県警察訓令第3号）に定める部長会議に諮り、意見を求めるものとする。

なお、プロポーザル方式の適用が決定した場合の事務手続は「岐阜県公募型プロポーザル方式事務処理基準」（平成23年11月8日付け出第262号）により行うものとする。

(3) 見積り方式

原則として、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）第140条の2に規定する随意契約によることができる少額の契約に適用するものとする。

6 受託者の選定基準等

(1) 受託者の評価

受託者の評価においては、建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（平成6年建設省厚契第16号。以下「算定要領」という。）により算出した総合点数を使用するものとする。

(2) 受託者の選定基準等

指名競争入札方式及び見積り方式による受託者の選定基準及び選定業者数については、設計等業務受託者選定基準（別表）のとおりとする。

7 その他

この要領に定めのない事項については、必要により、警察本部長が決定する。

附 則（平成23年2月15日付け会第116号）

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日付け会第157号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月4日付け会第376号）

この要領は、令和元年7月4日から施行する。

附 則（令和4年9月22日付け会第903号）

この要領は、令和4年9月22日から施行する。

別表

設計等業務受託者選定基準

1 受託者の選定基準

- (1) 委託しようとする設計等業務と同様の用途、構造、規模等について、相当の実績があること。
- (2) 受託者の事務所の所在地、当該地域での設計実績等から見て、委託しようとする設計等業務の対象地域における設計の地域特性に精通し、用途、建築物規模等に応じて当該設計等業務を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できること。
- (3) 受託者の設計等業務の手持ち状況から見て、委託しようとする設計等業務を実施する能力があると認められること。
- (4) 受託者が次に掲げる事項を満たしていること。
 - ア 委託しようとする設計等業務内容に応じて、当該設計及び工事監理を実施するに足りる有資格者の技術職員が確保できると認められること。
 - イ 設計又は工事監理を専門の事業としていること。
 - ウ 大規模建築物の特殊又は高度の能力を必要とする設計及び工事監理にあつては、当該設計等業務に必要な能力の実績を有すること。
- (5) (1)から(4)までの基準にかかわらず、岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領の運用基準（平成7年3月31日付け監第772号）1に該当する場合は、選定しない。

2 受託者の選定業者数

(1) 指名競争入札による場合

委託予定額 業務別	10,000千円以上	10,000千円未満 ～5,000千円以上	5,000千円未満 ～1,000千円以上	1,000千円未満 ～100千円以上
建築設計	おおむね 12名以上	おおむね 10名以上	おおむね 8名以上	おおむね 5名以上
工事監理	おおむね 7名以上	おおむね 6名以上	おおむね 5名以上	おおむね 5名以上
設備設計	おおむね 7名以上	おおむね 6名以上	おおむね 5名以上	おおむね 5名以上

- (2) 見積り方式による場合
原則として2名以上

3 受託者が共同企業体の場合の選定基準及び選定業者数

1及び2に準ずる。ただし、県外受託者が設計等業務を行う場合は、原則として県内受託者との共同企業体とする。